

○非常勤役員等報酬及び費用弁償規程

(平成29年 4月14日制定)

(目的)

第1条 社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の業務のため出席する本会の役員及び職員並びに役員以外の人（以下「役員等」という。）で非常勤の人（受託業務の役員等を含む。）に報酬及び費用の弁償として別表のとおり支給する。ただし、岡垣町内の公的機関等に在職し、給与などの支給を受けている人で、役員を兼ねる場合は、これを支給しない。

(旅費等)

第2条 役員等（受託業務の役員等を含む。）が本会の業務のため旅行したときは、その旅行について、社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会旅費規程（平成3年5月1日制定）により費用弁償として旅費を支給する。

附 則（平成29年 4月14日）

この規程は、平成29年 4月14日から施行し、平成29年 4月 1日から適用する。

別表 (第1条関係)

(単位 円)

区分	報酬		費用弁償の額 (1日)
	年額	日額	
会長	840,000		招集に応じ、会議等に出席したときは、町内居住者は、2,000円、町外居住者は、2,500円とする。ただし、町内に事業所がある場合は、町内居住者とみなす。
役員		3,000	
評議員		3,000	
第三者委員		3,000	
表彰審査委員会	委員長	4,000	
	委員	3,000	
ボランティアセンター運営委員会	委員長	4,000	
	委員	3,000	
地域福祉活動計画策定委員会	委員長	4,000	
	委員	3,000	
岡垣パーキング休憩施設運営委員会	委員長	4,000	
	委員	3,000	
広報広聴委員会	委員長	4,000	
	委員	3,000	
お互いさま命のネットワーク委員会	委員長	4,000	
	委員	3,000	
評議員選任・解任委員会			3,000
	委員		3,000
その他委員			3,000